

告示

埼玉県告示第千二百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

小林特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菖蒲町小林地内において、久喜市道菖蒲五十二号線と附廻堀との交点を起点とし、同地点から同堀に沿って東のち南に進み、久喜市道菖蒲二千百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道を延長した直線と見沼代用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千七百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百四十五号線との接点に至り、同地点から久喜市道菖蒲千七百四十五号線と久喜市と白岡市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西のち南のち南西のち北西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、首都圏中央連絡自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市菖蒲町下栢間の境界との接点に至り、同地点から同境界を北西に進み、久喜市道菖蒲七十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道川越栗橋線との接点に至り、同

地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千三百九十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千四百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道下石戸上菖蒲線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、同市道に沿って西に進み、鴻巣市と久喜市の境界点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、加須市、鴻巣市と久喜市の境界点に至り、同地点から加須市と久喜市の境界に沿って北東のち南東のち北東に進み、附廻堀との交点に至り、同堀に沿って南に進み、久喜市道菖蒲十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千二百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千百八十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、附廻堀との交点に至り、同地点から同堀に沿って南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

(面積 七百六十・二ヘクタール)

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器